

平成22年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな)	( いずもしりつだいさんちゅうがっこう )								
学校名	出雲市立第三中学校								
(ふりがな)	( いずもしおおつかちょう )								
所在地	島根県出雲市大塚町1184								
電話番号	0853(21)0559			FAX番号		0853(21)0576			
学級数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計
		5	6	5				3	18
児童・生徒数		189	226	200					615
	(特支)	2	1	1					4
教職員数	42人		学校運営協議会を置く学校として指定された年月日			平成20年4月1日			
学校運営協議会の委員数・構成	15人	内	地域代表	11人、保護者代表	2人、教職員	2人、			
		訳	大学教授等有識者	0人、	学校運営協議会代表者(会長等): コミュニティセンターチーフマネジャー				
その他	<p>○ 平成17年12月8日、「出雲市中央教育審議会の一次答申」を受けて、平成18年度より「地域学校運営理事会」制度が導入された。 ※出雲市では、学校運営協議会を「地域学校運営理事会」と称している。</p> <p>○ 市の方針を受け、地域学校運営理事会を設置し、「出雲市立学校における地域学校運営理事会の設置等に関する規則」第3条第1項により、出雲市教育委員会より、地域学校運営理事会を設置する学校として3ヶ年間指定された。</p> <p>○ 平成20年度～21年度、コミュニティ・スクール推進事業(国の事業)の調査研究指定校となった。</p>								

(平成22年7月1日時点)

I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

1. 「学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)」指定前の状況

- 三中校区は、国道バイパスの建設により、その沿線には大型商業施設の建設や住宅地の造成、開発が進み、変化している地域や、市の中心地から離れた農村地域にあり、四地区、三小学校区からなっている。
- 生徒の通学路は、新しく開発された広く整備された道路や道幅が狭く歩道や自転車通行帯が整備されていない道路である。整備が不十分な道路では、通学時に地域の方々に多大な迷惑をかけている現状である。
- 生活環境が大きく変化した地域では、生徒の行動様式も変化し、地域や社会に対して不適切な行動が目立つようになった。
- 本校区は、古くから教育熱心な地域で、平成9年には子どもの健全育成に関わる団体の代表者で構成する『北部地区「心豊かな子どもが育つスクラムの会』(以下「スクラムの会」という。)が組織され、健全な環境づくりに努めている。

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

- 大きく変化した環境や道路事情等から、地域、社会に対して不適切な行動が目立ち

始めたことに対応するため、地域の教育力の導入が必要となった。

- 地域では、家庭、地域、学校・園が一体となって健全な環境づくりに努めるため、「スクラムの会」が組織された。この組織は、子どもの健全育成に関わる団体の関係者や、幼・小・中の保護者、教員で構成されている。
  - 家庭、地域、学校の三者が協働して学校の教育活動等に対して、支援・協力するための「学校の応援団」としては、「スクラムの会」と「地域学校運営理事会」が同じ目的をもつ組織といえることから、「スクラムの会」を活用した「地域学校運営理事会」の設置、運営を行い、支援事業に取り組むこととした。
3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況
- 地域学校運営理事会理事の候補者選定、構成、打診をどのようにするのか。
    - ⇒ ● 候補者の選定については、地域の代表として、「スクラムの会」の関係者を中心に選定する。保護者代表としては、PTAの役員から選定する。
    - 構成については、出雲市の規則で15名以内となっている。地域の代表としては、「スクラムの会」の役員、各地区で青少年健全育成に関与している方とする。
    - 打診については、候補者に依頼書と地域学校運営理事会の規則、地域学校運営理事会のQ & Aを送付し、承諾を得る。
  - 地域学校運営理事会の制度についての説明
    - ⇒ ● 教職員に対しては、職員会議などの機会に趣旨説明を行う。
    - 理事に対しては、依頼状とともに送付するが、理事会の折りに趣旨説明を行い、理解を得る。
    - 地域、家庭に対しては、理事会だよりを発行し、地域学校運営理事会の設置の趣旨や活動の内容について周知する。
  - 会則について
    - ⇒ ● 議決権については、規則に「意見の申し出は3分の2以上」となっているが、それ以下でも貴重な意見は尊重する。
    - 理事には、守秘義務については遵守する。
  - 学校の情報開示について
    - ⇒ ● 理事には守秘義務があるので、情報の開示には制限を加えない。
    - 理事に対して、校長室だよりを送付する。
  - 支援活動について
    - ⇒ ● 部会を設置し、形だけのものにならないよう、学校の要望と合致するような会にする。
    - 学校にはなかなか来にくいものである。各行事の案内状を発送し、来校する機会を増やし、学校の状況を把握し、学校現場のニーズに応えられるようにする。
  - 広報活動について
    - ⇒ ● 「地域学校運営理事会だより」を発行し、校区内全戸に配布し、運営理事会としての活動や各部会の活動、学校の現状についての情報を発信する。また、学校のホームページに「地域学校運営理事会」のコーナーを開設し、地域外の方に対しても情報を発信する。

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

【学校運営の基本的な方針に対するもの】

- 「教育目標」を運営理事会に提案したが、内容については特に意見はなかった。

【学校運営に関する事項に対するもの】

○ 生徒指導について

- ・「あいさつ運動」ののぼり旗は効果があるか。もし、効果が表われていないのであれば、もっと啓発に力を入れてはどうか。
- ・中学校では、「ノーメディア運動」に取り組み始めたが、校区内の小学校へも呼びかけてはどうか。
- ・昨年度（20年度）は相談室登校が非常に多かったが、今年度（21年度）の状況はどうか。
- ・通学時の交通事故が多いということであるが、どのような状況であるか。教員の指導では限界があるので、PTAや地域に協力を要請する必要はないか。

○ 学習について

- ・全国的に学力の低下が言われているが、全国や県と比較して本校の学力についてどうなのか。
- ・学力向上のため、学校としてどのような工夫や努力を行っているのか、また、課題は何なのか。

○ その他

- ・今年度も環境整備として、花の苗植えを行いたい。生徒の参加を呼びかけたいがどんなものか。プランターの設置場所は、コミュニティセンター、幼稚園、交番などでどうだろうか。

【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

- 人事に関する意見は出ていない。

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関すること】

- 特に具体的な取組は行っていない。

【教育活動に関すること】

○ 生徒指導について

- ・「あいさつ運動」ののぼり旗は啓発に関して効果がある。現在、生徒会生活委員会を中心に朝のあいさつ運動に取り組んでいる。また、PTA健全育成委員会の活動として週に一回、校門付近で取り組んでいただいている。校区内の民生・児童委員さん方も週に一回、生徒玄関付近で行っていただいている。こうした地域、保護者、生徒会の取組により、明るく元気な挨拶ができるようになった。
- ・中学校では、2月に一週間「ノーメディア運動」に取り組んだ。校区内の小学校へも小中一貫教育の取組として、同じ時期に実施することについて提案する。

- ・一昨年度（20年度）は相談室登校が非常に多かったが、昨年度（21年度）は一人もいなかった。今年度も同様である。スクールサポートティーチャーの配置により「中一ギャップ」の解消になってきているように思われる。また、計画的な教育相談活動を引き続き実施し、生徒の悩みに対して迅速に対応している。校内の体制では、教育相談委員会を定期的実施し、情報の共有や対応について、スクールカウンセラーの助言のもと共通理解を図っている。
- ・通学時の交通事故が多発している。しかも、同じ場所で同じような状況で起こっており、信号機の設置を要望している。
- ・教員が現場で指導を行ったり、下校時には校区内を巡回したりして登下校の実態把握、および安全指導を行っている。また、交通安全教室を実施したり、全校集会時や学級終礼時に繰り返し指導を行っている。

○ 学習について

- ・本校の学力は、全国学力調査、県学力調査の結果によると全国平均、県平均を上回っている。
- ・学力向上の取組としては、以前から朝読書を実施しており、生徒の間では定着している。
- ・各教科においては、小テストの実施など、基礎基本の定着に工夫している。
- ・研究部を中心に、「家庭学習の手引き」を作成し、家庭での計画的な学習の仕方について指導を行っている。

○ その他

- ・ボランティア活動は、生徒とともに汗を流すことはとても良いことだ。多くの生徒が参加するよう呼びかけるので、是非お願いしたい。

【教職員の任用に関すること】

- 特に、具体的な取組はしていない。

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

- 学校経営方針について、理解を得ることにより、地域と一体となった学校づくり、学校運営ができるようになった。
- 地域に開かれた学校ということ意識して、コミュニティセンターとの連携が強くなり、地域の行事への参加も積極的になった。

【教育委員会側】

- 出雲市内全小中学校へ地域学校運営理事会を設置したが、事務局を学校に置いたため学校の業務が増加した。そこで、出雲市は、市の課長補佐・係長級職員を、学校支援のための職員として地域学校運営理事会及び各種教育改革に係る事務業務支援等にあたらせている。
- 特色ある教育活動の一層の推進を目的として、学校予算の配分権を地域学校運営理事会に委ねる取組を行っている。

#### 【園児・児童・生徒側】

- 地域の方の顔がわかり、地域の方からあいさつの声をかけてもらっていることに対して、いつも地域から見守っていただいていることを実感できるようになった。
- 地域の行事等にボランティアとして参加する生徒が増加した。
- 生徒が生活習慣づくりのために、「ノーメディア」運動に取り組むようになった。

#### 【保護者側】

- 学校の教育活動に関する公開の結果、学校への理解が深まり、協力、支援体制ができつつある。

#### 【地域側】

- コミュニティセンターを中心に「学校の応援団」として、学校を理解しよう、協力しようとする機運が高まった。
- 広報紙を定期的に校区内全戸に配布することにより、学校への理解が深まり、学校教育活動に協力的な好影響が表われた。

#### 7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- 年度末に、地域学校運営理事会理事による「学校関係者評価」を実施しているが、評価が難しいとの声が多い。年度中途における評価を実施するなどの検討が必要となっている。
- 保護者アンケートの結果から、地域学校運営理事会の支援状況が認識されていない状況にあるため、一層の啓発活動が必要となる。
- 地域学校運営理事会理事と教職員の相互理解の場が少ないので、交流の場を設ける必要がある。
- 総合的な学習の時間の削減に伴い、人材バンクを活用した学習が減少したので、地域の方々の支援の在り方を見直していく必要がある。

#### 8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

- 「学校関係者評価」による評価の基準を簡潔に、早い時期に示す。また、授業参観や行事等に来校して、生徒の学校生活における状況を見ていただく機会を増やす。
- 今までどおり広報活動を続けるとともに、PTA総会等、保護者が集まる機会をとらえてPRしていく。
- 学校の状況（生徒の状況、学習の状況、部活動の状況等）一方的な説明だけではなく、各担当の主任が同席し、理事と主任との情報交換の機会を増やす。
- 教科や課外における人材バンクを活用した学習支援の在り方を模索していく。

## II 学校運営協議会の実際の運営状況等

### 1. 学校運営協議会の運営状況

(平成21年度実績：年5回開催)

回	年月日	議 題 等
1	H21. 5. 12	(審議) 今年度および1学期の学校経営方針の承認、部会の活動計画策定
①	H21. 6. 2	(情報交換) 各地域学校運営理事会の活動
2	H21. 8. 19	(審議) 2学期の学校経営方針の承認、学校配当予算の配分承認 (報告) 各部会の活動状況、地域学校運営理事会理事長会、ブロック協議会
3	H21. 11. 13	(報告) 学校の状況、学校関係者評価に向けたスケジュール、部会の活動状況
②	H22. 1. 19	(情報交換) 各地域学校運営理事会の活動 (研修会) 講演会：ノーメディアの取組に向けて
4	H22. 1. 20	(審議) 3学期学校経営方針の承認、学校評価 (報告) 人事異動、学校の現状 (その他) 授業参観、給食の試食会
5	H22. 2. 9	(審議) 学校関係者評価 (連絡) 人権・同和教育公開授業
<p>(補記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このほか、各部会の活動を実施し、生徒への支援、教職員との研修会を共催した。</li> <li>・学校行事(入学式、体育祭、文化祭、卒業式)に参加した。</li> </ul> <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丸数字は、三中校区各学校の地域学校運営理事会の代表者による地域学校運営ブロック協議会の開催。</li> </ul>		

### 2. 学校運営協議会に関する基本情報等

○ 学校運営協議会を置く学校としての指定期間(年数)※規則上

3年

○ 学校運営協議会の委員の任期(年数)※規則上

3年

○ 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

- ・ 会則により、任期は1年(平成22年度から3年)となっている。前年度の理事長、副理事長と校長が協議をし、理事候補者(充て職と校長要望)を挙げ、依頼をしている
- ・ 理事の再任の確認を行い、辞退があった場合は、校長が理事長や副理事長と協議をし、推薦された方から承諾を得た上で、市に報告する。

○ 学校運営協議会の議事内容の公開状況

理事会だよりを発行し校内全戸に配布する。また、本校のホームページ「地域学校運営理事会」のコーナーに掲載する。

3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況
- 保護者代表として、PTA会長、副会長が「地域学校運営理事会」の理事となっている。地域学校運営理事会の内容についてPTA役員会および理事会で報告されており、PTA活動に反映できる点については、その都度協議を行っている。
4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況
- 地域学校運営理事会としては、一般の保護者や地域の方から直接意見を聴く機会を設けていないが、保護者、生徒対象のアンケート調査を二学期末に実施している。学校行事、授業、学校生活等についての意見を調査、集約している。また、学校行事で来校した保護者からは、その都度学校行事の評価、改善方法についてアンケートで回答をしてもらって、1月の地域学校運営理事会で報告している。地域の声については、四地区のコミュニティセンターでの社会福祉協議会や人権・同和教育推進協議会などの会合の折りにいただいた意見を記録し、地域学校運営理事会で報告している。
  - 本校のPTAの事業で全体協議を行っても、様々な意見が出るため、意見の集約が困難である。したがって各委員会、理事会（正副会長、各委員会正副委員長、幹事で構成）、役員会（正副委員長）で学校運営に対する疑問、要望、意見等をいただき、地域学校運営理事会に報告している。
5. その他
- （別添資料）
- 出雲市立学校における地域学校運営理事会の設置等に関する規則
  - 出雲市立第三中学校地域学校運営理事会会則
  - 北部地区「豊かな心を育むスクラムの会」会則
  - 地域学校運営理事会部会活動状況

別添資料 1

○出雲市立学校における地域学校運営理事会の設置等に関する規則

(平成 18 年出雲市教育委員会規則第 6 号)

改正 平成 22 年 3 月 31 日教育委員会規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 47 条の 5 の規定に基づき、出雲市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)における地域学校運営理事会(以下「運営理事会」という。)の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第 2 条 運営理事会は、出雲市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任のもと、地域住民及び保護者(以下「地域住民等」という。)が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、学校運営に関し、次の各号に掲げる事項の達成を目指すものとする。

- (1) 地域・学校・家庭の三者が協働して、教育活動等に対し主体的・積極的に支援・協力するとともに、一体となって学校運営や児童生徒の健全育成に取り組む
- (2) 地域住民等のニーズを的確に学校運営に反映させ、地域に開かれた、その地域ならではの特色ある学校づくりを推進すること。
- (3) 地域・学校・家庭が協働してそれぞれの教育力を高めていくこと。

(指定)



第3条 各校長は、地域住民等の意見を踏まえ、運営理事会の指定を教育委員会に申請することができる。

2 教育委員会は、前項の申請があった場合に、前条の設置目的が達成できると認められるときは、運営理事会を設置する学校として指定することができる。

3 指定の期間は3年とし、再指定することができる。

(運営理事会の役割)

第4条 前条の指定を受けた学校(以下「指定学校」という。)の校長は、次に掲げる事項について、運営理事会の承認を得なければならない。

- (1) 学校の教育方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) 教育活動計画
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

2 指定学校の校長は、前項の規定により承認された基本方針に基づき、学校運営を行うものとする。

3 運営理事会は、指定学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

4 運営理事会は、指定学校の教育活動の実践にあたり、地域や学校のニーズに的確に対応できる教職員の確保などについて、教育委員会に対して意見を述べることができる。

- 5 運営理事会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴くものとする。
- 6 指定学校にあっても、校長の意見具申権には変更は生じない。
- 7 教育委員会は、校長の意見具申と運営理事会の意見の内容を尊重し、その内容の実現に努めるものとする。
- 8 運営理事会は、毎年度1回以上、当該指定学校の運営状況等について評価を行うものとする。
- 9 運営理事会は、当該指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。
- 10 運営理事会は、その活動の状況等について、地域住民等に対し積極的な情報の提供に努めるものとする。

(理事)

第5条 運営理事会の理事(以下「理事」という。)は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 当該指定学校の校長
- (4) 当該指定学校の教職員
- (5) 識見を有する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

- 2 理事の定数は、各指定学校につき 15 人以内とし、教育委員会が当該指定学校の校長と協議して定める。

(理事の任期)

第 6 条 理事の任期は、第 3 条の指定を受けた期間とする。ただし、任期途中で辞任した理事の後任者の任期は、指定の期間終了までとする。

- 2 理事は、再任されることができる。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、第 11 条第 1 項の規定により指定学校の指定が取り消されたときは、当該指定学校の理事は、その身分を失うものとする。

(運営理事会の組織)

第 7 条 運営理事会に、理事長及び副理事長を置く。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。ただし、当該指定学校の校長及び教職員は、理事長になることができない。

- 3 理事長は、会務を総理する。

- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 5 運営理事会は、必要に応じて、部会等の必要な組織を置くことができる。

(会議)

第 8 条 運営理事会の会議は、理事長が招集し、その議長となる。

- 2 運営理事会は、理事の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営理事会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。ただし、第4条第3項又は第4項の規定による意見の申し出は、出席理事の3分の2以上で決するものとする。

4 運営理事会の議決事項について個人的に利害を有する理事は、当該議決事項に関して議決権を有しないものとする。

(理事の義務)

第9条 理事は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、理事は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 運営理事会又は指定学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。

(2) 政治活動、宗教活動等に理事としての地位を利用すること。

(3) その他理事たるにふさわしくない行為を行うこと。

(教育委員会による指導助言)

第10条 教育委員会は、運営理事会の運営に関し、その求めに応じて指導及び助言を行うものとする。

2 指定学校の校長及び教育委員会は、運営理事会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

(指定の取消し)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合

は、必要に応じて適切な指導、助言等を行うものとし、当該指導、助言等にもかかわらず、事態が改善しない場合は、指定学校の指定を取り消さなければならない。

- (1) 運営理事会が機能せず、その設置の目的を果たせないとき。
- (2) 運営理事会としての合意形成が行えないとき。
- (3) その他当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。

2 校長は、前条第2項の規定による情報の提供及び説明に努めたにもかかわらず、第4条第1項の規定による運営理事会の承認を得られないとき、又は運営理事会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、若しくは生ずるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対して、当該指定学校の指定の取消しを申し出ることができる。

3 教育委員会は、指定学校の指定を取り消そうとする場合において、当該指定学校の校長又は理事から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

(理事の解任)

第12条 教育委員会は、理事から辞任の申し出があった場合のほか、理事が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該理事を解任することができる。

- (1) 第9条の規定に違反したとき。

(2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3) その他解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、理事を解任しようとする場合において、当該理事から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

(運営理事会の庶務)

第 13 条 運営理事会の庶務は、当該指定学校において処理する。

(その他)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、運営理事会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日教育委員会規則第 12 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## 出雲市立第三中学校地域学校運営理事会会則

(名称)

第1条 本会は、出雲市立学校における地域学校運営理事会の設置等に関する規則（平成18年出雲市教育委員会規則第6号。以下「教育委員会規則」という。）第3条第1項の規定に基づき、出雲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から指定を受け、出雲市立第三中学校地域学校運営理事会（以下「運営理事会」という。）と称する。

(目的)

第2条 運営理事会は、第三中学校区の地域住民及び第三中学校に通学する生徒の保護者等（以下「地域住民」という。）が学校運営に参画することにより、次の各号に掲げる事項の達成を目指すものとする。

- (1) 地域・学校・家庭の三者が協働して、教育活動等に対し主体的・積極的に支援・協力するとともに、一体となって学校運営や生徒の健全育成に取り組むこと。
- (2) 地域学校支援組織「北部スクラムの会」と連携し、保・幼・小・中と地域が一体となった教育活動と、保・幼・小・中一貫した学校運営を図ること。
- (3) 理事を中心として、教育活動に具体的な支援と直接的な協力をすることにより、学校教育にいつそう関心を持ち、地域の幅広い人材を活用することで、地域住民、学校が持つ教育力をお互いに高めていくこと。

(運営理事会の役割)

第3条 運営理事会は、校長が作成する次の各号に掲げる事項について、承認するものとする。

- (1) 学校の教育方針
  - (2) 教育課程の編成に関する基本方針
  - (3) 教育活動計画
  - (4) その他教育委員会が必要と認める事項
- 2 校長は、前項の規定により承認された基本方針に基づき、学校運営を行うものとする。
  - 3 運営理事会は、学校運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
  - 4 運営理事会は、学校の教育活動の実践にあたり、地域や学校のニーズに的確に対応できる教職員の確保などについて、教育委員会に対して意見を述べることができる。
  - 5 運営理事会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴く。
  - 6 校長の意見具申権には変更は生じない。
  - 7 運営理事会は、毎年度末に、学校の運営状況等について評価を行う。
  - 8 運営理事会は、学校運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう、運営理事会の活動状況等を地域住民等に対し積極的に情報提供に努める。
  - 9 運営理事会は、学校運営について適切な教育活動が行えるよう、学校と連携、協働して必要な教育支援活動を行う。
  - 10 運営理事会は、校長及び教育委員会に対して、適切な活動を行えるよう情報の提供及び説明

を求めることができる。

(理事)

第4条 運営理事会の理事(以下「理事」という。)は、教育委員会規則第5条第1項の規定に基づき、教育委員会から任命された者とする。

(理事の任期)

第5条 理事の任期は、任命の日から当該年度の末日までとする。

2 理事は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第9条第1項の規定により指定学校の指定が取り消されたときは、理事は、その身分を失うものとする。

(顧問)

第6条 理事長は、会務運営等に関し意見を求めるため理事会の決議を経て顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は理事長の諮問に応じて助言し、また理事長の求めに応じて理事会に出席して意見を述べることができる。

3 顧問の任期は1期1年とし、重任を妨げない。

(運営理事会の組織)

第7条 運営理事会に、理事長及び副理事長を置く。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。ただし、校長及び教職員は、理事長となることができない。

3 理事長は、会務を総理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 運営理事会に部会等を置くことができる。

6 前項の部会等については、運営理事会が別に定める。

(会議)

第8条 運営理事会の会議は、理事長が招集し、その議長となる。

2 運営理事会は、理事の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営理事会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。ただし、第3条第3項又は第4項の規定による意見の申し出は、出席理事の3分の2以上で決するものとする。

4 運営理事会の議決事項について個人的に利害を有する理事は、当該議決事項に関して議決権を有しないものとする。

(理事の義務)

第9条 理事は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、理事は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 運営理事会又は指定学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。

(2) 政治活動、宗教活動等に理事としての地位を利用すること。

(3) その他理事たるにふさわしくない行為を行うこと。

(指定の取消し)



第10条 運営理事会は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、教育委員会の指導、助言等にもかかわらず事態が改善しない場合は、指定学校の指定が取り消されるものとする。

(1) 運営理事会が機能せず、その設置の目的を果たせないとき。

(2) 運営理事会としての合意形成が行えないとき。

(3) その他、学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。

2 校長は、第3条第9項の規定による情報の提供及び説明に努めたにもかかわらず、第3条第1項の規定による運営理事会の承認を得られないとき、又は運営理事会の運営が著しく適正を欠くことにより、指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、若しくは生ずるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対して、指定学校の指定の取り消しを申し出ることができる。

3 教育委員会が指定学校の指定を取り消そうとする場合においては、校長又は理事は弁明の機会を求めることができる。

(理事の解任)

第11条 理事は辞任を申し出できるほか、理事が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該理事を解任されるものとする。

(1) 第8条の規定に違反したとき。

(2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3) その他解任に相当する事由があると認められるとき。

2 理事は自分の意に反して、解任されようとする場合において、教育委員会に弁明の機会を求めることができる。

(運営理事会の庶務)

第12条 運営理事会の庶務は、第三中学校において処理する。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、運営理事会の運営に関し必要な事項は、運営理事会が別に定める。

## 附 則

この会則は、平成18年7月24日から施行する。

## 北部地区「心豊かな子どもが育つスクラムの会」会則

(名称)

第1条 本会は、北部地区「心豊かな子どもが育つスクラムの会」(略称「スクラムの会」)という。

(目的)

第2条 本会は、明るく心豊かな子どもが育つために、家庭・地域・学校・園が一体となって健全な環境づくりに努め、積極的に支援していくことを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、北部地区の子どもたちの健全育成にかかわる団体等の代表者を委員として組織する。

(活動)

第4条 本会は、目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成に関する活動
- (2) 委員等の研修に関する活動
- (3) 地域への啓発に関する活動
- (4) その他必要な活動

(役員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名(部長3名を含む)
- (3) 部長 3名
- (4) 副部長 若干名
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 本会の役員は、次の方法によって選出する。

- (1) 会長及び副会長、監事は委員総会において選出する。
- (2) 部長及び副部長は、各部会において選出し、委員総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 部長は部会の運営及び事業の執行にあたる。
- (4) 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 監事は業務及び会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。また、補充員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、役員会及び委員総会とする。

- (1) 役員会は、会長、副会長、部長、副部長、監事をもって構成し、年2回以上開催する。会議は会長が召集し、委員総会の審議・決定に基づいて、本会の活動を推進する。
- (2) 委員総会は、事業及び予算の審議・決定並びに会則の改廃を行うほか、必要な事項について審議する。議決が必要な場合は過半数をもって決定する。

(部会)

第10条 本会には次の部会をおき、事業の推進を行う。部会は、部長が招集し原則として年2回以上開催する。

- (1) 親の部会 (幼稚園愛育会、白鳥クラブ代表、小・中学校PTAの代表者)

- (2) 地域部会 (コミュニティセンター長、青少年健全育成協議会長、青少年担当民生委員及び主任児童委員、センター事業部の青少年部長及び女性部長、少年補導委員等)
- (3) 学校部会 (幼稚園長、小・中学校長、生徒指導主事、生徒指導主任、幼稚園教頭、小学校教頭、中学校教頭、養護教諭)

(会計)

第11条 本会の会計は、負担金及び寄付金をもって充てる。

(事業年度)

第12条 本会の事業は、4月1日にはじまり、翌年の3月31日で終わるものとする。

(事務局)

第13条 本会の事務局は会長が委嘱し、事務局は会長の指示を受けてこの会の運営に当たる。

(施行期日)

第14条 本会の会則は平成9年7月14日から施行する。

(顧問)

第15条 本会には顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱し、重要事項の諮問に応ずる。

### 附 則

平成9年10月14日一部を改正し施行する。

平成10年3月2日一部を改正し施行する。

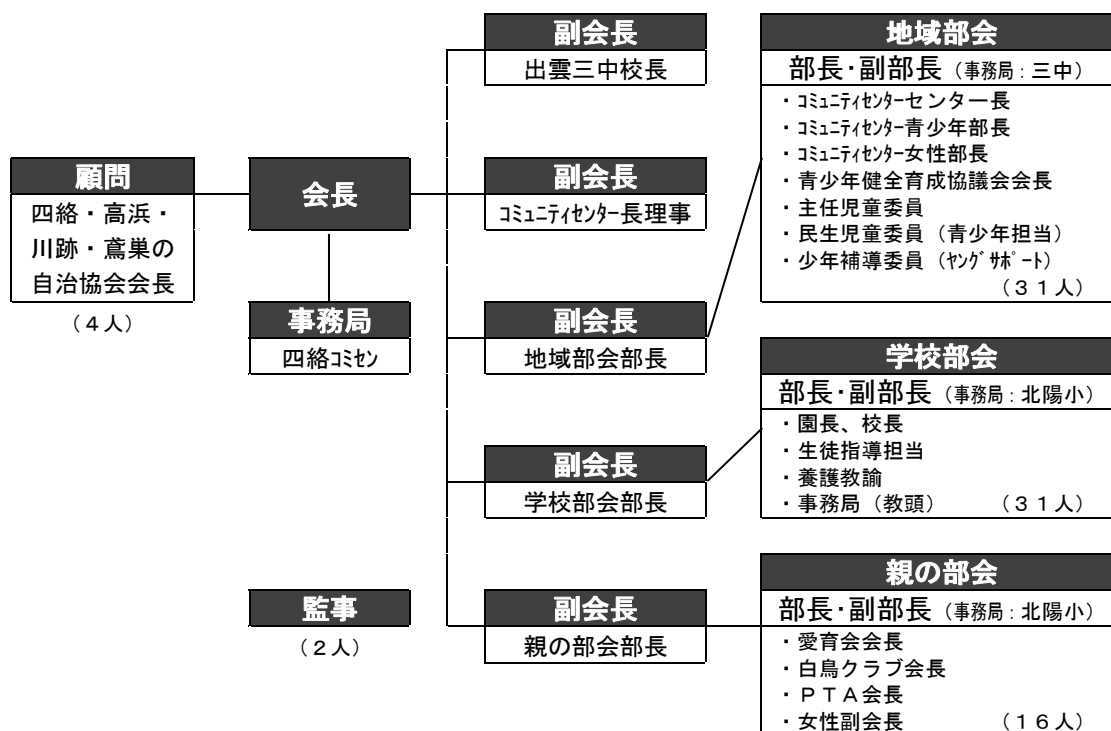
平成10年6月25日一部を改正し施行する。

平成14年2月2日一部を改正し施行する。

平成14年7月3日一部を改正し施行する。

平成19年5月29日一部を改正し施行する。

## 「スクラムの会」の構成



平成22年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな)	( きょうとしりつ らくさいちゅうがっこう )								
学校名	京都市立 洛西中学校								
(ふりがな)	( きょうとし にしきょうく おおはらの にしきかいだにちょう )								
所在地	京都府 京都市西京区大原野西境谷町二丁目8								
電話番号	075-331-6131			FAX番号	075-331-6159				
学級数		1年	2年	3年			特支	計	
		4	4	5			2	15	
児童・生徒数		126	122	132				380	
	(特支)	3	1	0				4	
教職員数	33人	学校運営協議会を置く学校として指定された年月日				平成19年3月27日			
学校運営協議会の委員数・構成	18人	内	地域代表	5人、保護者代表	2人、教職員	8人、	大学教授等有識者	1人、高等学校等有識者	2人
	学校運営協議会代表者(会長等): 勝本竹彦(新林区区自治連合会長)								
その他	平成20年度、学校支援地域本部事業の研究指定(3年間、22年度まで) 平成22年度、京都市教育委員会「小中一貫教育推進事業」研究指定								

(平成22年7月7日時点)

I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

1. 「学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)」指定前の状況

- 校区である洛西ニュータウンに見られる少子高齢化現象、人口減によるゴーストタウン化への危惧等、様々な課題が山積。本校が「効果のある学校」、「力のある学校」に生まれ変わることにより、他の地域から本校への転入を促すきっかけになるのではないか。地域への転入が本校の活性化のみならず、洛西地域の活性化につながるのではないか。
- 安心安全の学校づくりや町づくり、生徒指導面における荒れを克服するため、学校と保護者・地域とが、双方から協力し、具体的支援体制を構築する必要性に迫られていた。

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

- 本校の「人間力向上の取組」が、洛西地域の活性化に寄与する。
- 地域住民が学校支援ボランティア等で日常的に学校に出入りすることにより、生徒の様子を理解し、学校運営への協力や具体的な支援へとつながることへの期待。

### 3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

- 協議会の運営・企画や学校へのニーズを協議会としてどのようにとらえ発信しているか。
  - ⇒ 委員として参画して頂いている方々は、地域でも信望が厚く多忙の中で、学校に協力をいただいている方ばかりであり、会合の設定がなかなか難しい。また、保護者や地域からの学校へのニーズは高く、案件も多い。一つ一つの課題について十分な検討が必要だが、学校の取組を見守っていただく形で協力をいただいているのが実情である。
- 説明責任や情報の発信について。
  - ⇒ 学校の教育方針や取組など、様々な機会を通じて情報は発信してきているが、まだまだ不十分で、情報の共有化が課題となっている。

### 4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

#### 【学校運営の基本的な方針に対するもの】

- 学校の教育方針についての助言
- 生徒指導面での情報確認

#### 【学校運営に関する事項に対するもの】

- 夜間学習会や土曜スクール等への学校支援ボランティアへの協力、支援の申し出。
- 学校の花壇づくりや地域一斉清掃への協力の申し出。
- 洛西フェスティバルでの企画運営面での協力の申し出。
- おやじの会やPTA活動への協力や理解の高まり。

#### 【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

- 特にありません。

### 5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

#### 【学校運営に関すること】

- 学校運営の基本方針の説明（教育目標、経営方針、教育課程の編成等）。
- 授業参観、休日参観等への参観要請。

#### 【教育活動に関すること】

- 具体的な教育活動の説明と進捗状況の説明。
- 学校評価の公表と分析、説明。

#### 【教職員の任用に関すること】

- 教職員研修の紹介。
- 任用については、特に意見はありません。

## 6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

### 【学校（教職員）側】

- 教育課程の編成については、「学力向上アクションプラン～洛西方式～」として、「学力水準の向上と学力格差の解消を実現するため6つの柱」を掲げ、実践研究に取り組んだ。十分とは言えないが、教職員の意識も確実に変わってきた。（①授業時数の確保 ②授業改善 ③家庭学習の習慣化 ④異校種連携 ⑤地域との連携 ⑥土曜日の活用等）
- 全国からの視察の受け入れや色々な報告会での発表が数多くあり、全国の教員との交流を持つことによって、他校の取組に学ぶ姿勢が育ってきた。

### 【教育委員会側】

- 本校の実践研究の取組については、平成19、20、21年度、連続して「未来づくり教育フォーラムイン京都」での発表依頼が入った。他校へのモデル事業として紹介できた。
- 他都市からの講演依頼や視察受け入れの要請が多くなった。

### 【園児・児童・生徒側】

- 全国からの視察者や地域ボランティアなどの来校者が増えたことで、いつも自分たちの学校生活を見られているという意識が芽生え、学校生活の様々な場面で積極的に取り組む姿勢が現われてきた。
- 積極的な姿勢の具現化として、学力面でも全市水準を上回る結果を出せるようになった。
- 全国から多くの方が視察に来られるのを目の当たりにして、学校に対する誇りのようなものが少しずつ芽生えてきた。また、部活動においても、好成績を残せるようになってきた。

### 【保護者側】

- 学校の取組に協力的であり、PTA活動にも積極的に参加する保護者が増えた。
- 学校支援ボランティアの方と一緒に学校への奉仕活動に協力する保護者も少しずつ増えてきた。

### 【地域側】

- 夜間学習会や土曜スクールの講師として、学校支援ボランティアで協力してくれる人材が増えた。
- 園芸ボランティアの活動が定例化し、校門周辺や校内が花一杯になってきた。また、技術園芸部の部活動や育成学級の栽培活動にもボランティアの方々が関わってくださるようになり、生徒との交流も少しずつ生まれてきている。
- 協議会の委員の方々も来校する機会が増え、よりの確な学校評価をして、助言を頂けるようになった。

## 7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- 校区では、「洛西ニュータウン創生推進委員会」が発足し、その活動に本校生徒も数名参加している。その取組の様子は定期的に機関誌として発信されているが連携の輪がなかなか十分に広がって行かない課題がある。
- 本校の「人間力向上の取組」は、保護者や地域の一定の理解は得られたが、生活基盤の軟弱な一面は、生徒指導上の課題としてなお山積し、今年度に入り、就学援助を受ける家庭も増え、経済的な格差が学力や進学にも影響を及ぼしつつある。また、指導が入りにくく、集団に入れたい生徒も複数出てきて、落ち着かない状況も生まれてきている。

## 8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

- 地域からの様々なボランティア等の支援を、学校としてどのように効果的に活用し教育活動につなげていくのか、また、その成果を今度はどのように地域に還元していくのか、双方向での協力信頼関係の構築がより必要である。
- 家庭的に厳しい背景を持つ課題のある生徒たちへの生活指導と学力保障をどのように充実させ、一人一人の居場所や進路保障を図っていくのか、更なる具体的な取組を推進する必要がある。

## II 学校運営協議会の実際の運営状況等

### 1. 学校運営協議会の運営状況

(平成21年度実績：年5回開催)

回	年月日	議題等
1	H21.4.10	学校運営の基本方針の説明・情報交換
2	H21.5.30	学校評価の説明・情報交換
3	H21.9.29	(体育大会) 学校行事等の説明・協力依頼
4	H21.10.31	学校評価の説明・研究報告会に向けて
5	H22.2.6	本年度のまとめ・次年度の方向確認
(補記)		
H21.5.30 休日参観日(授業参観・教育課程説明会)		
H21.7.29 未来づくり教育フォーラムイン京都(実践報告)		
H21.11.10 小中連携・一貫教育、学校支援地域本部事業、みやこレインボースクール「公開授業」「研究報告会」開催		

## 2. 学校運営協議会に関する基本情報等

- 学校運営協議会を置く学校としての指定期間（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の任期（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

2年
----

1年
----

人選はそれぞれの学校の実情に応じて、学校に委任されている。
-------------------------------

- 学校運営協議会の議事内容の公開状況

特に公開していないが、年度末に教育委員会に報告書を送付している。
----------------------------------

## 3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況

- 別紙「研究構想図」を参照

## 4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

- 学校評価の保護者アンケートの実施（各行事の際にも、参観者アンケートを実施）
- PTA本部会や実行委員会等の会議の際に、意見を聴く場を設けている。
- 様々な地域主催の行事に参加した折に、様々なご意見を積極的に聞く。



平成 22 年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな)	(すぎなみくりつ こうよう ちゅうがっこう)									
学校名	杉並区立向陽中学校									
(ふりがな)	(すぎなみく しもたかいど)									
所在地	東京都杉並区下高井戸 3-24-1									
電話番号	03 (3302) 2989			FAX 番号		03 (3302) 5736				
学級数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計		
	3	3	3					9		
児童・生徒数	99	115	104					318		
	(特支) 0	0	0					0		
教職員数	28人		学校運営協議会を置く学校として指定された年月日				平成17年4月1日			
学校運営協議会の委員数・構成	12人	内訳	地域代表 7人、保護者代表 1人、教職員 1人、 大学教授等有識者 3人							
	学校運営協議会代表者(会長): 学識経験者(保護者OB)									
その他	平成19~20年度文部科学省コミュニティ・スクール推進事業調査研究校									

(平成22年7月1日時点)

I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

1. 「学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)」指定前の状況

- 学校評議員制度を導入していた。
- 向陽中学校区には地域住民を主体とした「向陽スポーツ文化クラブ(略称 KSCC)」(総合型地域スポーツクラブの草分けの一つで、学校プール開放をもとに昭和51年創設、中学校に隣接)があり、活動していた。
- 文部科学省が推進する「子どもの居場所づくり」事業の一環として「ひまわりクラブ」を開催していた。

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

- 上記の「向陽スポーツ文化クラブ」と「ひまわりクラブ」があり、地域住民の協力を得られやすいと考えられた。
- 平成16年度に区教育委員会から打診があった際に、当時の校長が、①学校・家庭・地域の共生のもと、共創教育と称して、新しい公教育のあり方を探してみたい、②地域の声を取り入れた学校経営が公立学校の姿として必要である、と考えて設置(地域運営学校の指定)を要請した。

3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

- 評議員の反対意見  
地域運営学校の指定を受けることについて、当時の校長は学校評議員会で評議員に

意見を求めた。その際、地域がその段階に成熟してないから無理であるといった反対意見もあった。

⇒ 反対意見があった方がよりよい議論ができてよいとの校長の判断から、区への申請となった。

○ 委員の人選と確保

⇒ 中学校区にある小学校のPTA役員経験者や学校評議員など、向陽中学校区の様子がわかる方々に必要性を訴え、打診した。(学識経験者は区教育委員会が選任)

○ 委員や教職員などへの制度趣旨の説明

委員に対しては、区教育委員会主催の説明会(講演を含む)が設けられた。しかし教職員(委員である校長を除く)に対しては、特にそのような機会はなく、教職員には不安や戸惑いがあった。

⇒ 1年目に会長が、教職員に対して学校運営協議会の制度について説明を行った。(まだ、会長も含めて学校運営協議会委員自身が理解しきっていないこともあり、手探りの状態であった。一部の教職員からは制度に対して疑問の声もあった。)

○ 学校運営協議会の運営案の企画

当初、何を議論するかも手探りの状態であった。

⇒ 1~2年目には、教育委員会の担当課長が毎月の会議に同席し、議事進行や協議課題について助言等を行ったが、効果的であった。学校運営協議会の協議事項は、時期ごとに重要なものが幾つかあるが、協議会を重ねるうちに、協議すべき課題は自ずと明らかになってきた。

○ 協議会の場で開示する学校情報・児童生徒情報の制限のあり方

どこまで学校情報・児童生徒情報の提供を求めるか、どこまで学校からの情報を聞くかについては、委員としても判断がつかないでいた。とりわけ1~2年目には難しさがあった。

⇒ 学校と委員との信頼関係が生まれるにつれ、学校からの情報開示は拡大してきた。会議に出席する教育委員会担当課長から助言を求めた。(なお、傍聴者の有無が情報開示に影響することも無いとは言えない。)

○ 委員以外の保護者のニーズ等の把握方法

1年目に、移動教室の内容の変更をめぐり一部保護者の反発があった。この問題を解決するために、学校運営協議会が保護者の意見を聞き、調整することとなった。その際に、この件に限らず保護者の意見を幅広く聞く必要性を痛感した。

⇒ 学校の協力を得て、学校運営協議会による「保護者アンケート調査」を毎年実施することにした。2年目からは、「生徒アンケート調査」も実施している。また、年に1回保護者との懇談会を設けて、保護者のニーズを把握するように努めている。

○ 保護者や地域の意見を協議会に反映するシステム

上記のほか、保護者や地域住民の意見等を聞くために、週に1回夕方「学校運営協議会の窓口」を約1年半開設し、保護者が自由に話しに来ることができるような態勢を取っていたが、ほとんど訪問者がなかったので、休止した。その一方で、どのように学校運営協議会に意見を伝えれば良いか分からないとの意見が保護者アンケート調査で寄せられていた。

⇒ 平成 21 年度に、学校運営協議会専用の「ご意見箱」を校内に設置した。また、文化祭では、地域住民に協議会活動の説明ができ、また地域住民と懇談できる場を確保した。

#### 4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

<平成 21 年度の提言>

##### 【学校運営に関すること】

- 全国的な課題とされている中一ギャップ対策のため、小中連携に向けて中学校から小学校に積極的に働きかける。<学校に対して>
- 教育方針、教育計画、教育課程を体系化・構造化し、もっと分かり易くなるように工夫する。<学校に対して>
- 指導の充実のために、杉並区独自に開始した小学校低学年での少人数学級を中学校 1 年生にも展開できないか。<区教委に対して>
- 区内の学校運営協議会連絡会が中断していることについて、再開・拡充を要望する。<区教委に対して>

##### 【教育活動に関すること】

- 少人数授業において、生徒からみた授業充実度が低下傾向にあるので、原因の検討と改善を要請する。<学校に対して>
- 授業参観者（保護者等）からの意見をより詳しく収集するために、授業参観シート（アンケート回答票）を参観者に配布する。<学校に対して>

##### 【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

- 副校長、主幹教諭、部活動指導の可能な教諭の任用などについての意見を、区教育委員会を通じて都教育委員会に提出。（所定の書式による）
- 地域運営学校の事務負担が大きいため、引き続き区費事務職員の配置を求める意見を区教育委員会に提出。（所定の書式による）

##### 【その他】

- 教室へのエアコン設置、プールのトイレ改修（入り口の男女分離を含む）及び更衣室改修を要望する。<区教委に対して>

#### 5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

##### 【学校運営に関すること】

- 小中連携については、中学校区の小学校 3 校の校長と今後の進め方についての連絡が図られた。
- 教育計画や教育課程などの体系化・構造化については、教育力・評価部会（校長もメンバー）でも検討を始めた。
- 中学校における少人数学級編制については、教科担任制である中学校では小学校と同じ対応は行わず、「加配教員による少人数指導による個に応じた指導」の充実を進め

るとの区教委からの回答があった。

- 学校運営協議会連絡会については見直しを行い、区教育委員会、学校長及び協議会代表者との情報交換等の機会を拡充する旨の回答が区教育委員会からあった。

【教育活動に関すること】

- 改善を求めた少人数授業については、担当教科の教員による検討・改善が取り組まれた。年度後半の授業評価結果によれば他教科との関係において改善されたことが窺われた。
- 授業参観シートの配布により、参観者からの意見は以前よりも多く寄せられるようになった。回答の検討・分析は、学校と学校運営協議会が一緒に行っている。

【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

- 主幹教諭の配置の希望が実現し、3名となった。
- 専任から嘱託に変更になったが、区費事務職員の配置は継続された。

【その他】

- 教室へのエアコン設置については、今後のエコスクールへの取組（グラウンドの一部芝生化、壁面緑化）が終了後に進めるが、実施年度は未定である旨の回答が区教委からあった。
- プールについては、本校のような状態の学校を優先して、トイレや更衣室とともにプール改修を行う計画があり、早期の改修を検討しているとの回答があった。

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

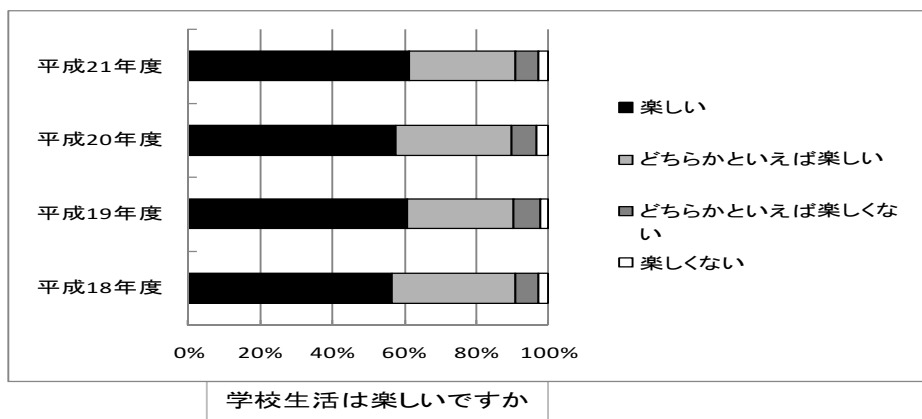
- 学校運営協議会委員との懇談会や研修会を深めた結果、教職員が生徒と向き合う時間の確保を大事に考え、一方で、教育活動を充実するための条件整備を教育委員会に要望する学校運営協議会の姿勢から、学校を支える存在として学校運営協議会を感じるようになった。
- 1年目の保護者アンケート調査で、学校から保護者への情報提供等について改善要望があった。2年目以降は情報提供が積極的になり、学校に対する保護者の信頼は高まった。
- 4年目の保護者アンケート調査で、部活動の充実を望む声が強く寄せられた。学校の取組により、近隣では部活動の種類が多く、部活に熱心な学校という評価を得ている。

【教育委員会側】

- 学校運営協議会からの意見・要望書への回答を通じて、区の教育施策を学校運営協議会にきちんと説明する必要性が生まれている。教育行政の説明責任力向上につながったと考えられる。（文科省『コミュニティ・スクール事例集』2008、137頁参照）

【生徒側】

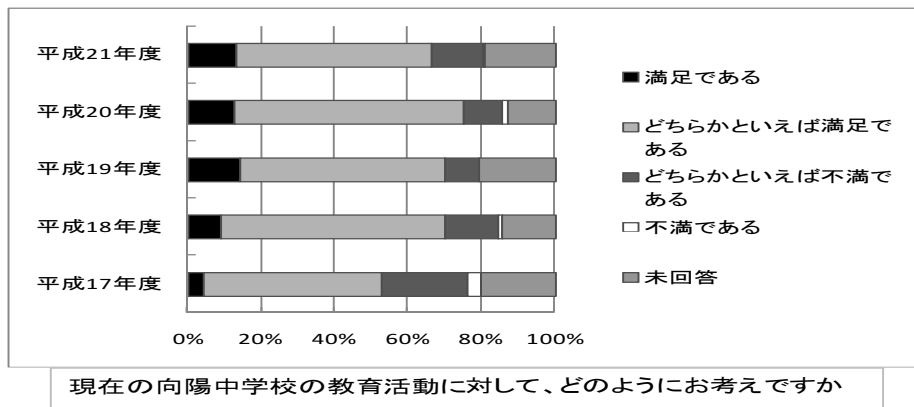
- 入学式や卒業式に学校運営協議会会長が祝辞を述べる。また、学校は、地域運営学校であることを生徒に伝えている。生徒が学校運営協議会の役割を十分に理解することは難しいが、生徒の気持ちを理解して活動していると考える生徒は増えている。地域運営学校として、地域の学校として、自校に誇りを持つ生徒は多くなっている。(アンケート調査でも、本校の特色に「地域運営学校」をあげる生徒がいる。)
- 学校運営協議会が設置された当初は、不登校生徒が多かった。保護者の意見を踏まえ、学校運営協議会が学校に重点的に取り組むよう改善を要請した。教職員は、1年生の宿泊行事の実施、生徒が教員を選んで行う教育相談の実施など力を尽くした。現在では不登校生徒は激減している。
- アンケート調査結果によると、学校が「楽しい」と感じる生徒が若干増える傾向にある。少なくとも、学校運営協議会の存在が、生徒の学校生活の安定に寄与していると考えられる。



- 2年目の保護者アンケート調査では、学力向上への要望が強く見られた。生徒アンケートでも授業改善の要望があった。その後、学校の取組が進み、「授業が楽しい」とする生徒の割合が増え、生徒の家庭での学習時間も長くなった。

【保護者側】

- 学校運営協議会が設置された平成17年度に比べ、学校の教育活動に対する満足度は明らかに高くなってきている。



- 「学校運営協議会の活動成果は、すぐ出なくても良い。何かあった時の組織として安心である。」「地域運営学校になって、少しずつ学校が良くなっていると感じる。」「学

校運営協議会の活動に感謝している。」などの意見が寄せられている。

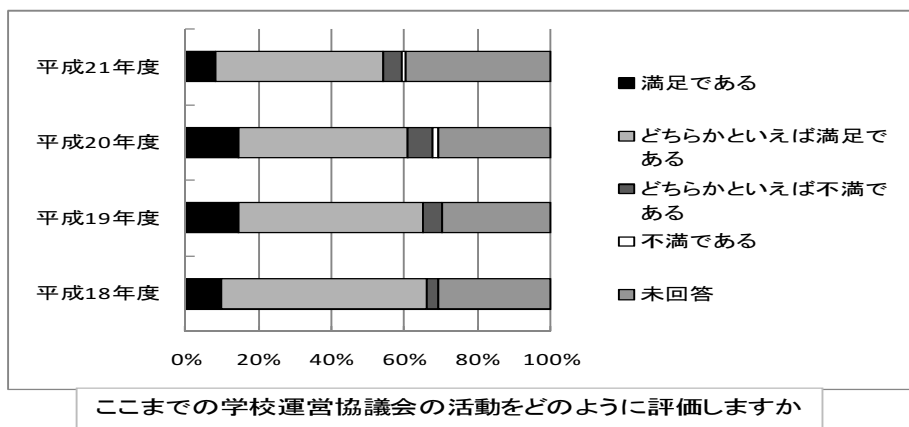
- 新入生保護者説明会、保護者会、PTA総会などにおける学校運営協議会委員の説明や委員との懇談会を通じて、学校運営協議会の役割に対する理解が深まっている。また、直接に学校へは言いづらい学校への要望等を学校運営協議会委員に伝える保護者もあり、学校運営協議会が保護者と学校のつなぎ役を果たしている。

#### 【地域側】

- 2年に一回開催している学校運営協議会の報告会には、地域の方々の参加もあり、地域運営学校であることが地域にも徐々に認識されてきているように思われる。

#### 7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- 学校運営協議会の活動が活発になればなるほど、時間が取れない委員にとっては、活動に参加できない事態が増える。
- 設置時からの学校運営協議会委員の任期継続が終了する時期にあるが、適任者の確保は容易ではない。
- 異動してきた教員にとって、学校運営協議会がある学校であることと、これまでの学校運営協議会の活動内容等を理解するためには、しばらく時間が必要である。
- 学校運営協議会の活動は徐々に充実しているにも拘わらず、保護者アンケート調査結果によると、学校運営協議会の活動に対する保護者の評価は、順調に高まっているとは言えない。



#### 8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

- 学校運営協議会委員の活動可能性に十分配慮して、活動の精選や見直し、委員間の分担等を検討する。
- 学校運営協議会委員の任期については、もっと柔軟になるよう区教育委員会に働きかけることを検討したい。
- 異動してきた教員には、継続的に学校運営協議会委員との懇談会や研修会を重ねて、学校運営協議会活動の理解を深めてもらう。
- 保護者の学校運営協議会に対する期待がある中で、学校運営協議会活動の可能と限界について検討する必要がある。また、学校運営協議会の活動の可能と限界については、保護者に説明していきたい。

## Ⅱ 学校運営協議会の実際の運営状況等

### 1. 学校運営協議会の運営状況

(平成 21 年度実績：年 12 回開催)

回	年月日	議 題 等
1	H21. 5. 1	・会長等の選出、部会構成（教育力、地域、評価、広報）の検討 ・21年度の活動方針
2	H21. 5. 26	・21年度学校予算の審議・承認 ・2部会（教育力・評価、地域・広報）への統合と委員構成 ・部会の活動方針
3	H21. 6. 25	・「生徒アンケート」及び「保護者アンケート」の調査項目の検討 ・学校運営協議会予算執行計画
4	H21. 7. 17	・学校運営協議会だよりの構成及び執筆分担の決定 ・「生徒アンケート」及び「保護者アンケート」の実施と集計
5	H21. 8. 27	・文科省主催CS推進協議会参加報告、 ・CS教員公募パンフレットの作成、 ・アンケート調査結果の概要の報告と公表について ・「意見箱」設置の検討 ・広報誌の作成と配布
6	H21. 9. 24	・エコスクール化の提案（校長）と承認、 ・アンケート調査結果に関する協議 ・「授業参観シート」の回答内容の検討
7	H21. 10. 27	・「授業参観シート」の整理・分析 ・「生徒アンケート」結果の報告と玄関への掲示 ・主幹及び教諭の任用に関する意見提出 ・広報誌の作成と配布
8	H21. 11. 24	・「保護者アンケート調査」結果の保護者への報告 ・「地域運営学校の今後のあり方に関する調査票」（区教委提出）の作成 ・管理職任用に関する意見提出の協議 ・広報誌の作成と配布
9	H21. 12. 25	・「学校評価指標アンケート（教員、生徒、保護者）」結果の報告 ・「教職員との懇談会」に関する意見のとりまとめ ・保護者の懇談会の実施
10	H22. 1. 22	・「教職員との懇談会」報告と課題の確認 ・22年度学校経営方針の審議・承認
11	H22. 2. 19	・21年度学校自己評価の報告、 ・22年度教育課程の審議・承認、 ・『学校運営協議会の歩みⅣ』の執筆分担と刊行、広報誌の作成
12	H22. 3. 25	・21年度学校運営の点検・評価（関係者評価）結果 ・区教育委員会への意見・要望書の提出 ・来年度の活動計画
<p>(補記) ①この他、学校運営協議会委員が、学校行事（入学式、運動会、学校祭、卒業式）や研究授業に参加。                  ②春、夏、冬の長期休暇の前には教職員との懇談会や合同研修会を実施。                  ③年一回、保護者との懇談会を実施している。22年度からは、生徒との懇談会も実施している。                  ④協議会とは別に、ほぼ毎月部会の会合を開催。部会で協議された事項を運営協議会で審議し、実施に移す。</p>		

## 2. 学校運営協議会に関する基本情報等

- 学校運営協議会を置く学校としての指定期間（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の任期（年数）※規則上

4年
2年

連続して3回（6年）まで再任可。

ただし、区教育委員会が選任する学識経験者には任期が設けられていない。

- 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

委員（杉並区学校運営協議会規則 平成19年1月改正）

- ・ 校長
- ・ 校長推薦4名以内（地域住民、保護者）
- ・ 教育委員会による公募4名以内
- ・ 学識経験者3名以内  
（平成19年に、幅広く委員を募る観点から校長推薦1名減、公募1名増）
- ・ 公募に応募する者が少ないために、学校運営協議会委員が地域の委員適任者に声をかけたことがある。

- 学校運営協議会の議事内容の公開状況

- ①学校の玄関及び学校ホームページに議事録を公開している。
- ②広報誌（「学校運営協議会だより」及び「学校運営協議会からのお知らせ」）に学校運営協議会の活動概要を掲載している。
- ③毎年度刊行している報告書『学校運営協議会の歩み』には、1年間の議事録をまとめて掲載している。

## 3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況

### ○ PTA

- ・ PTA会長は校長推薦により、毎年度必ず学校運営協議会委員となっている。
- ・ 毎月の学校運営協議会の会議において、PTA会長はPTA活動について報告を行い、学校運営協議会委員にPTA活動の理解を深めてもらっている。
- ・ PTAの総会や懇親会では、学校運営協議会会長あるいは会長代理が挨拶を兼ねて、学校運営協議会の活動について説明を行っている。また、委員数名も総会や懇親会に参加して保護者との意見交換を行っている。

### ○ 学校支援地域本部

- ・ 学校支援地域本部の事務長は、学校運営協議会委員である。このほか、学校運営協議会委員3名は学校支援地域本部のメンバーにもなっている。
- ・ 学校運営協議会は、必要に応じて学校支援地域本部に協力する。（例えば、学校支援地域本部のボランティアの募集等）

### ○ 向陽ファミリー（おやじの会）

- ・ 向陽ファミリーは設立されて間もない。連携・協力について検討を始めたところである。



○向陽文化・スポーツクラブ（K S C C）

- ・総合型地域スポーツクラブの草分け的存在であるK S C Cの会長が委員であり、それぞれの立場で、学校支援について意見交換する機会がある。

4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

○学校関係者評価

- ・毎年、学校評価指標アンケート（教員、生徒、保護者を対象とし区共通の調査項目）の結果を踏まえて行われる学校の自己評価（校長が作成）を受けて、学校運営協議会委員が改善点も含めて評価し、意見を述べる。それをとりまとめて、学校関係者評価としている。

○学校運営協議会による「保護者アンケート調査」及び「生徒アンケート調査」

- ・毎年、学校の協力を得て夏休み前に実施する。夏休みの期間に集計を行い、9月に結果を教職員に報告して、後期からの指導や学校改善に役立ててもらっている。
- ・教職員も加わった「教育力・評価」部会で、アンケート調査結果の分析を行っている。

○保護者、生徒、教職員との懇談会

- ・教職員との懇談会は年2～3回、保護者との懇談会は年1回開催し、意見交換を行っている。
- ・生徒会との懇談会を平成22年6月に初めて開催した。
- ・これら懇談会の意見は、区教委へ提出する意見・要望書にも盛り込み、区教委に伝えている。

○PTA総会・懇親会への参加

- ・委員数名が毎年参加しているが、これは保護者から直接意見を聞くよい機会になっている。

○学校運営協議会の「ご意見箱」

- ・平成21年9月から学校運営協議会独自の「ご意見箱」を玄関の学校運営協議会掲示板の前に設置し、自由に意見を投函できるようにしている。

○保護者や地域への報告会

- ・委員の任期2年に合わせて、活動報告を過去2回実施した。その際には、『学校運営協議会の歩み』を配布している。

5. その他

（別添資料）

○「杉並区学校運営協議会規則」

# 杉並区学校運営協議会規則

平成17年1月14日教委規則第1号

## (目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第62号）第47条の5に規定する学校運営協議会について必要な事項を定めることを目的とする。

## (指定)

第2条 杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる要件を満たす学校（杉並区立学校設置条例（昭和35年杉並区条例第1号）に定める小学校、中学校及び養護学校をいう。以下同じ。）を、学校運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く学校として指定することができる。

一 学校に在籍する児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）及び地域住民（学校の指定通学区域（杉並区立学校の指定通学区域に関する規則（昭和41年杉並区教育委員会規則第1号）第2条に定める指定通学区域をいう。以下同じ。）及びその周辺に住所を有する者をいう。以下同じ。）が学校の運営に参画することで、地域に開かれ、信頼される学校づくりに資すること。

二 学校、保護者及び地域住民が一体となって、より良い学校教育と特色ある学校づくりを推進できること。

三 保護者及び地域住民（以下「保護者等」という。）が責任をもって学校運営に参画すること。

2 教育委員会は、指定しようとする学校の校長及び保護者等の意向を踏まえ、前項の指定を行うものとする。

3 第1項の指定の期間は、4年とし、再指定を妨げない。

## (運営協議会の委員)

第3条 教育委員会は、次に掲げる者を、運営協議会の委員（以下「委員」という。）として任命する。

一 指定した学校（以下「指定学校」という。）の校長（以下「校長」という。）

二 校長が推薦する者で、次に掲げるいずれかの要件を満たすもの 4名以内

ア 当該指定学校の地域住民

イ 当該指定学校の保護者

三 学識経験者 3名以内

四 教育委員会が公募する者 4名以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。ただし、学識経験者である委員以外の委員は、引き続き3任期を超えて再任できない。

4 前項ただし書の場合において、補欠の委員の任期は、1任期とみなす。

5 教育委員会は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない言動、職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員を解任することができる。

## (服務)

第4条 委員は、非常勤とする。

2 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

3 委員は、公正かつ誠実にその職務を遂行しなければならない。

## (会長)

第5条 運営協議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、運営協議会を代表し、これを招集する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (運営協議会の議事)

第6条 運営協議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 3 運営協議会の会議は公開する。ただし、次に掲げる事項を審議する場合は、公開しないことができる。
  - 一 当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項
  - 二 運営協議会が公開しないことが必要と認める事項

#### **(基本的な方針の承認)**

第7条 校長は、当該指定学校の運営に関して、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、運営協議会の承認を得なければならない。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 予算執行に関する事項
- 三 組織編成に関する事項
- 四 施設・設備等の整備及び管理に関する事項

#### **(運営に関する意見の申出)**

第8条 運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次条に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

#### **(教職員の任用に関する意見の申出)**

第9条 運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項（分限及び懲戒に関する事項を除く。）について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第一条に規定する職員をいう。）であるときは、教育委員会を経由するものとする。

#### **(部会等)**

第10条 運営協議会は、その定めるところにより、部会等の必要な組織を置くことができる。

#### **(意見等の把握、評価及び情報の提供)**

- 第11条 運営協議会は、保護者等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めなければならない。
- 2 運営協議会は、当該指定学校の運営状況について、点検及び評価を行うものとする。
  - 3 運営協議会は、保護者等に、その活動状況に関する情報を提供するよう努めるものとする。

#### **(指導及び助言等)**

- 第12条 教育委員会は、運営協議会に対し、運営協議会の適正な運営を図るため、必要な指導及び助言を行うことができる。
- 2 教育委員会は、指定学校及び運営協議会の運営状況について点検及び評価を行い、その結果を保護者等に提供するものとする。

#### **(指定の取消し)**

第13条 教育委員会は、運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。

#### **(委任)**

第14条 この規則の施行について必要な事項は、杉並区教育委員会教育長が定める。

#### **附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

#### **附 則（平成19年1月11日教委規則第1号）**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。